意見第1号

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続 を求める意見書の発議について

このことについて、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 平成29年9月21日提出

提出者 豊川市議会議員 井 川 郁 恵

早川喬俊

堀 内 重 佳

柴 田 輝 明

小 林 琢 生

松下広和

冨 田 潤

今 泉 淳 乙

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続 を求める意見書

道路は、地域に生きる人々の安全な生活や経済・社会活動を支える最も基礎的で重要な社会基盤施設である。また、災害に強く安全で安心なまちづくりの実現や高次医療施設への広域的アクセスの強化を図るためにも、道路の役割は、ますます重要なものとなっている。

本市では、めざすまちの未来像を「光・緑・人 輝くとよかわ」と定め、 少子高齢化と人口減少への対応を意識し先を見据える視点に立って基盤整備 による定住・交流の促進を図っているが、未だ不十分な状況である。

このような状況の中、平成29年度末で「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」という。)の規定による補助率等の嵩上げ措置が切れることとなれば、地方の財政負担の増加により、道路整備の一層の遅延を招き、地方創生の実現に多大な影響を及ぼすこととなる。

よって、国におかれては、平成30年度以降も迅速かつ着実な道路整備を推進するため、下記の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 地方創生の実現に向け、道路整備に必要な予算を確保すること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

豊川市議会議長 山 本 和 美

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、 国土交通大臣、経済財政政策担当大臣 あて